

平成 25 年度第 1 回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会

議 事 要 旨

1 日時 平成25年 9 月11日（水）午後 7 時00分～午後 8 時00分

2 場所 昭島市役所 3階 庁議室

3 出席者

（1）委員

松本会長、大野副会長、江本委員、小池委員、齊藤委員、榊委員、真如委員、橋本委員、本多委員、宮田委員

（2）説明員

会計管理者：北澤管理者、会計課：横山係長

（3）事務局

企画部：早川部長、企画政策室法務担当：灘家主幹 乙幡主査 桑田主事

4 傍聴者 0名

5 議題

（1）諮問第47号 「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について」

（2）平成24年度中に住民票記録事項電子計算機処理により発生した苦情及びその処理の内容について（報告）

（3）平成24年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）

6 議事要旨

会 長 諮問第47号「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について」について審議する。まず、諮問について説明を求める。

説明員 この諮問については、公金の口座支払に係る指定金融機関への口座支払情報の提供について、意見を聴くものである。

本市では、公金の支払の多くを、指定金融機関を通じて債権者の方の口座への振込みによって行っている。振込みに当たり、支払のための口座情報を磁気ディスクに記録し、手渡しにより指定金融機関に提供している。この現状では、支払までに日数を要し、磁気ディスクの紛失などの懸念もあることから、これらの問題を解決するために、電気通信回線の利用による、指定金融機関への口座情報の提供を考えている。

このことが、個人情報保護条例第14条第2項本文の規定により禁止されている電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供に該当することから、同項ただし書の規定に基づき、審議会に意見を聴くものである。

提供を行う口座情報とは、現在磁気ディスクにて提供している内容と同様であり、口座番号、口座名義、金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名及び振込金額である。

口座情報の提供に当たり、使用する電気通信回線はＩＳＤＮ回線である。運用は、平成25年10月1日からを予定しており、それぞれの支払の予定ごとに随時提供を行う予定である。

セキュリティー対策については、口座情報を送信する電子計算機を専用端末とし、指定金融機関のみを送信先として登録し、その登録は会計課長が管理する。また、専用端末は、他の電子計算機及び市内ＬＡＮとは接続せず、この業務以外の事務は行わないこととする。そして、口座情報の送信に当たっては、担当ごとにパスワードを設定し、操作履歴を保存する等の対応をとり、個人情報の管理に万全を期そうと考えている。

会 長 本件について意見、質問等を求める。

委 員 提供をする指定金融機関は、何行あるのか。

説明員 市と契約している指定金融機関は１行で、現在は多摩信用金庫と契約している。指定金融機関については２年おきに交代しており、多摩信用金庫、西武信用金庫及び東和銀行の３行で、持ち回りをしている。

委 員 今回の提供に当たり、指定金融機関とは秘密の保持に関する規約等を締結しているのか

説明員 指定金融機関とは委託契約の際に秘密保持に関する条項を盛り込んでおり、また本市と同様に指定金融機関においてもそれぞれで個人情報に関する決まりを定めている。

委 員 現在の情報提供の頻度と振込みの件数はどれぐらいか。

説明員 会計課で作成しているものについては、月に平均で６回程度提供している。そのほかの各課については随時提供をしている。振込みの合計件数は、１年で13万件程度であり、月で割ると１万数千件程度である。

委 員 専用端末は各課に１台設置をするのか。

説明員 会計課に１台設置をし、それを会計課の職員及び各課の担当者が使用する。

委 員 送信に関する許可は会計課長が行うのか。

説明員 許可ということではない。支払に当たって各課が作成する支出伝票を会計課で審査することで、支払情報との整合性を確認すれば足りると考えている。

委 員 送信の確認は、誰がどのように行うのか。

説明員 担当者が、指定金融機関からの受信の報告と送信履歴とを照合することで、確認を行う。

委 員 口座情報の送信は、会計課の職員以外に各担当課の職員も行うのか。

説明員 現在、各担当課で磁気ディスクを作成して提供しているものについては、同様に各担当課の職員が送信を行う。専用端末への口座情報の受渡しは、専用端末が他の電子計算機と結合していないことから、各担当課で作成した磁気ディスクを媒体として行う。

委 員 今回の提供を行う理由として磁気ディスクの紛失のおそれらがあげられていたが、この運用では紛失のおそれは残るのではないのか。

説明員 現状の運用では、市役所１階の指定金融機関の派出所の職員に磁気ディスクを手渡し、その派出所の職員が支店に持ち帰った後、金融機関の事務センターに送り、そこで口座情報を抽出し、支払を行っており、その間を短縮する。会計課の専用端末については、あくまでセキュリティー対策の観点から単独の端末として考えており、そのため口座情報の入力に当たっては、磁気

ディスク等の記録媒体の移動は不可欠である。

委 員 その磁気ディスクの管理について何か取決めがあるのか。

説明員 現状各担当課で管理しているが、取決めについては検討する。

委 員 昭島市には情報管理に関して取決めがあったように思うが。

事務局 市の全体的な情報の管理の取決めとしては、セキュリティポリシーというものを定めている。
ただし、今回の事務について特化したものが必要かどうかについては、今後検討を行う。

委 員 通信回線については、金融機関と専用回線を結ぶのか、それとも一般回線を使うのか。

説明員 一般回線の接続先を専用にする。

委 員 クレジット会社等での漏えいの問題がニュースなどで見受けられるが、あれは専用回線を使っていないということなのか。

説明員 そういった問題になっている事例の多くはインターネットを通じて送信をしているものである
と考える。今回の提供については、電話回線を用いた送信であり、そういった心配はないと考
える。

委 員 送信を行う各課の担当者は決まっているのか。

説明員 課にパスワードを付与し、送信の際に会計課に設置する名簿に氏名を記入することによって個
人を特定する。

委 員 パスワードは個人に付与するものではないのか。

説明員 使用ソフトのパスワード付与可能者数が20名までとなっている。データを作成する部署は会計
課を除き7課8係あり、全員にパスワードを付与することは難しい。この条件の中でセキュリ
ティーを高めた形で運用するために、会計課職員がパソコンの立ち上げを行い、担当課の職員
に送信記録を帳簿に記載させた上で、送信の事務を行うことを想定している。

委 員 部署ごとのパスワードとなると、複数の人間が支払情報を見ることができてしまうことが問題
ではないか。

委 員 それぞれの部署がその職責で個人情報を扱い、チェックするケースはよくあるものだ。特定の
者しか見られないという仕組みでは、円滑に事務は運ばないのではないか。

委 員 問題が起こったときに、誰が操作したことによって起こったものか、確認できるようなシステ
ムであれば、問題ないと考える。

説明員 パスワードの管理については、今後検討をする。

会 長 ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会 長 それでは、原案のとおり了承とする。

会 長 次に、報告案件について、事務局に報告を求める。

(議題(2)から(4)までについて事務局より報告があった。)

会 長 ただいまの報告について、質問等はあるか。

委 員 過去数年の情報公開請求及び個人情報請求はどれくらいか。

事務局 請求件数が、情報公開について20年度81件、21年度60件、22年度39件、23年度21件、24年度23
件、個人情報について20年度13件、21年度5件、22年度12件、23年度17件、24年度23件の請求

があった。

委 員 個人情報に請求について、診療報酬明細書と印鑑登録証明書の請求があるが、これについては開示の場合と不開示の場合がある。この違いは何か。

事務局 診療報酬明細書については、患者に対して告知されていないような内容も含むことがあり、開示請求が出てきた場合には、医療機関に照会をかけて、意見を聞いた上で、決定していることから、内容によっては、一部開示あるいは不開示の決定を行っている。

印鑑登録証明書については、本人以外の者でも、印鑑登録のカードを持参し、必要事項を記入することにより交付を受けられることから、本人以外の請求があったかどうか確認するために個人情報の開示請求をされていると思われる。本人以外の者からの印鑑登録証明書の請求がなければ文書は存在しないため不開示決定となる。

委 員 個人情報の開示請求について、自己情報の請求については何件あったのか。

事務局 正確な数値は把握していない。

委 員 この審議会について一般市民に対し、何か周知を行っているのか。

事務局 ホームページにてお知らせしている。市広報については、この会議の開催が不定期であり、締め切りの都合上掲載が難しいのが現状である。

会 長 これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。